

問題番号	経由団体	問題点	問題点の内容	状況	要望	準拠法
7. 駐在員・出向者等に関する問題						
1	日機輸	煩雑なビザ取得要件	・ビザ申請に必要な書類が多く、かつ取得に非常に時間がかかるため、ビジネスに支障をきたしている。 ビザ取得要件のハードルが高い。特にビザ取得2年後の更新が難しく、日本から必要な技術、ノウハウの展開が出来ない状況。	継続	・ビザ発行手続きを簡素化して頂きたい。 ・ビザ要件のハードルを下げて頂きたい。	・移民法
2	日機輸	帯同家族のビザ更新に課される語学要件	・帯同家族のビザ更新に関して、自国公用語の習得が更新の条件となっているが、マイナー言語ほど心理的負担が大きくなり、コストに見合わないことから家族帯同を断念せざるを得なくなる。	新規	・複数年で帰任する企業駐在員に対する条件免除。	
9. 工業規格・基準・安全認証						
1	医機連	独自の認証義務	・EUとほぼ同じ規制にもかかわらず、EUと同じようにスイスにも代理責任者を置いて、EUとは別に管理しなければならず、費用もその分余計にかかる。	継続	・スイスは、EUの指定代理人をもとに、CEマーキングの受け入れをお願いしたい。	・スイスMedDO
10. 環境問題・廃棄物処理・炭素中立関連の諸規制						
1	日機輸	締約国のストックホルム条約審議途上での独自規制の前倒し	・シンガポールやスイスなどのストックホルム条約批准国が、COPで廃絶勧告され国連事務総長がレターを発行する前段階のPOPRC最終段階において、突如、早期に前倒しで規制を行う場合が散見される。	新規	・少なくとも条約批准国は条約の審議の流れに則った規制スケジュールを順守頂くように要望いただきたい。産業界は条約の審議状況に応じて、サプライチェーンへの連絡や製品への含有規制をコントロールしているため、逸脱した動きに困惑また、対応に苦慮している。都度、当局へ意見書を送付しているが、認められる場合とそうでない場合があり、個別対応を強いられるなど、過剰な対応を迫られることとなる。	・ストックホルム条約